

大阪府依存症関連機関連携会議設置要綱

（設置）

第1条 大阪府における依存症の本人及び家族等への支援に関することについて協議・検討するため、大阪府依存症関連機関連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 連携会議においては、次の事項に関し、協議・検討を行う。

- （1）依存症の本人及び家族等への支援に関すること
- （2）大阪アディクションセンター（以下「OAC」という。）に関すること

（組織）

第3条 連携会議は、依存症の本人及び家族等を支援する団体等から、大阪府こころの健康総合センター所長が選任した委員をもって構成する。

- 2 連携会議の委員の総数は、26 人以内とする。
- 3 連携会議の委員の任期は、原則として2年とし、再任することができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 連携会議には、委員の互選による会長を置く。

（部会）

第4条 専門的な事項を協議・検討するために、連携会議に部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

- 2 部会は、大阪府こころの健康総合センター所長が選任した委員をもって構成する。
- 3 部会の委員の総数は 16 人以内とする。
- 4 部会の委員の任期は、原則として1年とする。
- 5 部会には、部会長を置くこととし、会長と協議の上、大阪府こころの健康総合センター所長が指名する委員をもってこれに充てる。
- 6 部会の所管事項に関しては、別途定める。

（会議）

第5条 連携会議及び部会は、大阪府こころの健康総合センター所長が招集し、それぞれの会議の主宰は会長及び部会長が行うこととする。

- 2 会長及び部会長が不在のときは、会長及び部会長が予め指名する委員が、その職務を代理する。
- 3 連携会議及び部会の委員に支障があるときは、委員として代理人が出席することができる。
- 4 連携会議及び部会は、原則として公開とする。ただし、会議の公開に関する指針3のただし書きに基づき、会長及び部会長の判断により非公開とすることができる。
- 5 大阪府こころの健康総合センター所長が必要と認めるときは、依存症の本人及び家族等への支援にかかる知見を有する委員以外の者を参考人（以下「参考人」という。）として出席を求めることができる。
- 6 災害の発生等により大阪府こころの健康総合センター所長が必要と認めるときは、連携会議及び部会を書面もしくはオンラインで開催することができる。

（守秘義務）

第6条 連携会議及び部会の委員並びに参考人は、活動を通じて知り得た秘密を他に漏ら

してはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

（謝礼及び費用弁償）

第7条 委員及び参考人の謝礼金の額は、日額 6200 円とし、歳出科目は報償費とする。
2 委員及び参考人の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和 40 年大阪府条例第 37 号）による指定職等の職務にある者以外の額相当とする。なお、第 5 条第 6 項により開催方法を変更した場合は本項による費用弁償を行わないことができる。

（事務局）

第8条 連携会議及び部会の事務局は、大阪府こころの健康総合センターに置く。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、連携会議及び部会の運営に関し必要な事項は、大阪府こころの健康総合センター所長が定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 19 日から施行する。